

I 計画の概要

I-1. 大阪府建築行政マネジメント計画とは

1) 計画の背景

阪神・淡路大震災において、施工不良等が原因とみられる建築物の被害が多数発生したことから、平成 10 年における建築基準法の改正で、中間検査制度の導入や建築確認・検査の民間開放が行われ、確認検査体制の強化が実施された。

平成 17 年に発覚した構造計算書偽装問題を受け、平成 18 年には建築基準法及び建築士法が改正され、構造計算適合性判定制度の導入等建築確認手続きが厳格化されるとともに、建築士制度の抜本的な見直しが行われた。さらに平成 26 年においてもこれら両法が改正されるなど、社会情勢の変化等に対応できるよう諸制度の見直しが行われている。

このように、大きな災害・事故や社会問題の発生等を契機に、建築関連法規の度重なる法改正がなされており、これに伴い建築行政に係る業務は多様化・複雑化している。また、建築確認・検査の民間開放に伴う特定行政庁の取り扱う確認・検査件数の大幅な減少や、いわゆる団塊の世代の職員の大量退職等により、特定行政庁における建築確認・検査に係る技術力の低下が懸念されている。

加えて、平成 22 年には、国土交通省の技術的助言「建築行政マネジメント計画策定指針¹⁾の制定について」において、都道府県及び特定行政庁に対し、建築行政マネジメント計画の策定に積極的に取り組むよう示された。

2) 計画の目的

「大阪府建築行政マネジメント計画」は、限られた人員・予算の中、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関及び建築士団体等が連携して、適正かつ効率的に建築基準法・建築士法を運用することにより、建築物の安全性確保について最大限の効果が得られるよう、その法運用を総合的にマネジメントするための基本指針であり、本計画に基づく取組みにより、建築行政の実効性確保に資することを目的として定めるものである。

3) 大阪府建築行政マネジメント推進協議会

「大阪府建築行政マネジメント計画」の策定主体である「大阪府建築行政マネジメント推進協議会」は、協議会各主体が連携して、適正かつ効率的に建築基準法・建築士法の運用を総合的にマネジメントすることを目的として設置しており、大阪府内の特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関及び建築士団体等の委員で構成している。

I - 2. 建築行政に係るこれまでの計画と取組み

1) これまでの計画

大阪府内においては、建築基準法の実行性を高めるため、平成 11 年度より特定行政庁及び関係機関・関係団体等で構成する「大阪府違反建築等防止推進会議」（平成 17 年度に「大阪府建築物安全安心推進会議」に名称変更）を設立し、本会議により、「大阪府建築物安全安心計画」の策定・推進に努めてきた。

また、平成 22 年度には、「大阪府建築安全マネジメント推進協議会」に改め、これまでの計画を発展させたものとして「大阪府建築安全マネジメント計画」を策定し、円滑な経済活動の確保を前提としつつ、建築物の安全性確保のための取組みを一層推進してきた。

平成 27 年度には、「大阪府建築安全マネジメント推進協議会」の名称を「大阪府建築行政マネジメント推進協議会」に変更し、建築基準法・建築士法の法運用を総合的にマネジメントするための計画として、「大阪府建築行政マネジメント計画（第 1 次）」（以下、「第 1 次計画」とする。）を策定した。

2) 成果と課題

建築行政に係るこれまでの計画に基づく取組みや、その分析・評価等により、建築行政が抱える諸課題に対し、各主体が連携して取組みを実施し、完了検査率が大幅に向上するなど、適正・円滑な建築確認制度の推進が図られ、建築行政の実効性が確保・維持されてきた。

しかし、すべての建築物が完了検査を受けているという状況にないことや、特定建築物の定期報告率が 70%前後を推移するなど課題は残されており、さらなる取組みの推進が必要な状況である。

I - 3. 大阪府建築行政マネジメント計画（第2次）の策定について

1) 策定の背景

平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震により、5万棟以上にのぼる住宅被害やブロック塀の倒壊事故等多くの被害が発生した。これらの被害を教訓に、南海トラフ巨大地震等来るべき自然災害に備えなければならない。

また、近年の共同住宅における一連の施工不備問題や大規模火災の発生等、全国規模で問題となる事件・事故は後を絶たず、これら諸問題に適切に対応していかなければならない。

加えて、平成30年に建築基準法が改正されるなど、社会情勢の変化や建築物に係る事件・事故に対応するため諸制度の見直しが行われている。

一方で、令和2年2月に国土交通省より、技術的助言「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について」が示された。

また、平成27年の国連総会においてSDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）が採択され、大阪においても、多様な主体が一丸となってSDGsの推進を図り、2025年万博開催都市として、世界の先頭に立ってSDGsに貢献する「SDGs先進都市」をめざして取組みを進めているところである。

このような状況の変化に的確に対応した計画とする必要がある。



参考 : Sustainable Development Goals
持続可能な開発目標

2) 策定の趣旨

大阪府における建築行政が抱える新たな課題に適切に対応するとともに、これまでの取組みを持続的なものにするため、協議会各主体の連携のもと、さらなる建築行政の実効性の確保をめざして、「大阪府建築行政マネジメント計画（第2次）」（以下、「第2次計画」とする。）を策定する。

第2次計画の策定にあたっては、一定の成果をあげた第1次計画の方針を基本とする。

また、計画に位置付ける施策や取組みについては、技術的助言を踏まえながら、第1次計画の取組みにおける成果の分析・評価を行うとともに、近年発生した事件・事故や、建築行政をとりまく社会情勢の変化等へ適切に対応するため、必要な取組みについて見直しを行い、取組みを強化する。

特に、大阪府北部を震源とする地震等の被災の経験を踏まえ、施策の体系に「災害対応」を新たに位置付け、災害時においても建築行政に係る業務を継続し、迅速かつ的確に対応できることをめざす。

なお、建築行政におけるSDGs推進にあたっては、本計画における施策の方向性は、17の目標のうち特に次の目標と関連が深いことから、これらの目標の視点も踏まえたうえでその取組みを推進する。

- 目 標 4：質の高い教育をみんなに
- 11：住み続けられるまちづくりを
- 12：つくる責任つかう責任
- 17：パートナーシップで目標を達成しよう

3) 実施期間

令和2年度から6年度までの5年間

なお、実施期間中であっても、建築行政をとりまく新たな課題が発生した場合などについては、必要に応じて計画の改定を実施する。